

## 請願第82号 横浜市立大学に対する寄附金の適正管理について

### 1 常任委員会での説明経緯

#### (1) 平成21年3月16日常任委員会

- ①奨学寄附金の制度概要、事務フロー、過年度受入実績
- ②奨学寄附金の事務取扱、他大学比較
- ③これまでの研究費の不正使用防止への取組(納品確認のための検収センターの設置等)
- ④請願を受けた法人の対応状況(前市民総合医療センター病院長の奨学寄附金に関する調査の経過報告)
- ⑤本市としての対応について

#### (2) 平成21年4月22日常任委員会

##### ①奨学寄附金の執行等に関する調査結果及び法人としての対応について

(平成21年3月30日に法人から本市へ報告した内容)

- ・前病院長が架空請求を行ない、業者に3,948万円余の資金をプールしていたこと
- ・プール金は総額2,054万円余が費消されていたこと
- ・前病院長の架空請求に関わった業者に確認した結果、他に20件のプール金があったこと
- ・学校法人湘央学園が支払う学生実習費のうち80%相当額が前病院長を担当教員とした奨学寄附金として納入されているという不適切な行為が行なわれていたこと
- ・前病院長が退職後、1年9ヶ月にもわたる長期間、救命救急センター部長室を使用しているという不適切な対応がなされていたこと

##### ②本市への報告以後の法人の対応について

- ・前病院長への謝罪と費消された全額の返還を求めること
- ・前病院長以外の架空請求に関わった業者、教職員の処分を行なうこと

##### ③本市としての対応について

### 2 前回常任委員会以後の法人の対応について

#### (1) 関係者への対応について

##### ①前病院長について

- ・法人では、前病院長に対して、架空請求により業者へプールした資金により費消した物品等について、以前より現存場所等の説明を求めてきていましたが、4月上旬に、前病院長から代理人を通じて、記憶にある範囲の物品等についての現存場所等の説明があり、物品等は概ね病院内にある旨の説明内容でした。
- ・弁護士によれば、プール金により費消された物品等であっても、職場で使用されていた場合には、当該金員については返還請求できないのが通例であるとのことでした。

【裏面あり】

- ・しかしながら、法人としては、大学の信用を失墜させ多大な損害を被ったことを踏まえ、前病院長の謝罪と、病院内にあると説明している物品等の分も含め、費消された全額について返還請求することが必要であると考え、前病院長に対し謝罪と費消した全額の返還を求めました。
- ・それに対し、このほど、前病院長が市立大学に出向いて、直接、法人に対し「奨学寄附金の執行等をめぐり、大学及び病院の社会的名誉と信頼を失わせてしまい誠に申し訳なく、自身の不甲斐なさと当時置かれた立場の自覚のなさを反省」する旨の謝罪がなされました。
- ・それにあわせて、病院内にあると説明している分も含め、架空請求により業者へプールした資金により費消した全額を返還することに応諾し、5月18日までに支払う意思が示されました。
- ・これを受けて、改めて前病院長から、架空請求により業者へプールした資金により費消した全額を返還させることとしました。
- ・前病院長の名誉教授の称号については、称号を取り消す旨、5月12日付で本人あてに通知しました。なお、取り消しとしたため、称号授与時にさかのぼって、その効果が生じないこととなります。
- ・平成20年度に受け入れた学校法人湘中央学園からの奨学寄附金については一度返納し、改めて救急救命士の養成の学生実習費として4月27日に納入されました。
- ・退職後も前病院長が、救命救急センター部長室を使用していたことにかかる附属市民総合医療センターの管理責任者については、5月13日付で1人を文書訓戒の処分を行いました。なお、本件に関わる市派遣職員につきましては、人事所管局が手続きを進めることとなります。

### ②前病院長の架空請求に関与した業者について

- ・前病院長及びそれ以外の大学関係者から架空請求等により業者が前受金として受領した金額のうち、調査時点（平成21年2月）での残金2,190万円余について、4月20日に大学に返還させました。
- ・また、当該業者については、6ヶ月間の入札参加等停止処分としました。

### ③前病院長以外の教職員について

- ・大学が管理すべき資金をプール金として業者が管理し、不適切な事務執行が確認された20件すべてを対象に、学内処分手続きに基づき、事実関係の審査を行いました。
- ・審査の結果、以下の2件2人について、5月13日付で懲戒処分を行いました。

所属	職位	年齢	処分内容	処分事由
センター病院 診療科	教授	50歳代	戒告	業者への架空請求 プール金からの物品購入等
附属病院・医学部 教室	准教授	50歳代	戒告	業者への架空請求 プール金からの物品購入等

【次ページあり】

- ・その他、7件7人について、同5月13日付で教授2人を文書訓戒、教授3人、准教授2人を文書厳重注意としました。
- ・6件6人については、処分を要する行為としてまで関与したとは判断できなかったため、処分を行いませんでした。
- ・2件2人については、既に退職しているため処分対象外となりますが、かかる行為について反省を求める旨を、文書で伝える予定です。
- ・なお、本件に関わる市派遣職員につきましては、人事所管理局が手続きを進めることとなります。

## (2) 再発防止に向けて

法人は再発防止に向け、以下のことに取り組めます。

- ①「研究費不正防止計画推進委員会」の設置
- ②研究費の使用に係る確認書の提出
- ③研究費の使用に係るルールや不正防止に関する意識啓発の取組
- ④研究費の執行状況を適正にチェックできるシステムの構築

## **3 本市としての対応について**

前病院長が架空請求により業者へプールした資金を費消したことなどにより、大学の信用を失墜させ多大な損害を与えたことに関して、法人が前病院長に謝罪させるとともに、費消された全額を返還させることについて、本市としては法人の対応を尊重します。

また法人内の規程等に基づき、センター病院の管理責任者、前病院長以外の不適切な事務執行に関与した教職員及び関連した業者に対して厳正な手続きにより処分を行なったことについては、本市としては、法人は適切な対応を図ったものと考えます。

さらに、再発防止に向けての法人の取組については、今後ともその内容及び進捗を本市として十分把握の上、必要な対応を図ってまいります。